

第1章 地域医療構想策定の趣旨

(1) 地域医療構想策定にあたっての背景等

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）には、全国的に医療需要・介護需要のピークを迎えることが見込まれています。
- 全国平均と比べても高齢化が既に進展している和歌山県においては、65歳以上の高齢者の人口は2020年（平成32年）頃に、また75歳以上の高齢者の人口は2030年（平成42年）頃にそれぞれピークに達すると見込まれています。
- 一方で、県内の総人口は近年、減少の一途を辿っているところであり、2010年（平成22年国勢調査）において約100万人とされる県内総人口は、2025年（平成37年）には約87万人、2040年（平成52年）には約72万人にまで減少することが見込まれています。
（P5（国立社会保障・人口問題研究所による人口推計（その1））
- また今後、人口減少に加えて人口構造が変遷していく中で、地域医療に関しては、単なる量的な管理だけではなく、「治す医療」のみにとどまらない「治し、支える医療」への質的転換も求められることとなります。
- このような経緯・背景から、将来に向けてどのような医療提供体制を構築していくのかが大きな課題となります。

(2) 地域医療構想の位置付けについて

- 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）」に基づく措置としての「医療介護総合確保推進法」の成立（医療法等関係法律の改正）（平成26年6月成立）を受けて、「将来の目指すべき医療機能別提供体制」を示す「地域医療構想」を、各都道府県において策定することとされたところです。
- 和歌山県においても、平成27年度以降、県内各二次保健医療圏（以下、「保健医療圏」、「医療圏」、又は「圏域」と言います）単位で地域の医療関係者及び市町村、保険者等により構成される「圏域別検討会」を新たに設置して、和歌山県地域医療構想（以下、「地域医療構想」又は「構想」と言います）策定に向けての検討を重ねてきました。
- 本構想の策定に向けて検討を進めるにあたっては、「地域医療構想策定ガイドライン」（平成27年3月厚生労働省発出、以下、「ガイドライン」と言います）に沿って検討を進めるとともに、「圏域別検討会」において聴取した各圏域における医療の実情等を踏まえ、本構想を策定したところです。

- なお、本地域医療構想は、医療法第30条の4第2項の規定に基づき、「医療計画」（以下※のとおり、現行は第六次医療計画（平成25～29年度）期間中）の一部として、和歌山県が策定するものです。

（※）第七次和歌山県保健医療計画（計画期間：平成30～35年度を予定）

（3）地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携について

- 和歌山県では、75歳以上の高齢者の人口が2030年（平成42年）頃にピークを迎えると予想される中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立して安心した生活を営むことができる社会を構築することが重要となります。
- そのためには、医療と介護サービスとが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。
- 医療分野では、入院から在宅医療に至るまで一連のサービスが切れ目無く提供されるよう、地域医療の人材確保等に取り組むとともに、「病床機能の分化・連携」を推進し、効率的で質の高い医療提供体制の構築を行うとともに、在宅医療提供体制の充実を図っていきます。
- 一方、介護分野においては、介護が必要となる全ての方々を、市町村が設置する「地域包括支援センター」が把握するとともに、それらの方々が施設サービスや在宅介護サービス及び生活支援事業を漏れなく享受できるような仕組みを構築していく必要があります。
- 限られた医療資源・介護資源を効率的に活用し、これらの取り組みを行うことにより、和歌山県の実情に合った地域包括ケアシステムを実現するとともに、その円滑な運営が求められるところです。

（4）地域医療構想の果たすべき役割とは

- 地域医療構想は、各構想区域（圏域）において各医療機関の機能分化と連携を図り、高度急性期、急性期、回復期、慢性期から在宅医療に至るまで将来の医療需要を踏まえ、患者の病状に合った質の高い医療提供体制を構築しようとするものです。
- 地域医療構想を策定するにあたっては、「①病床の機能の分化及び連携の推進」「②在宅医療の充実」「③医療従事者の確保・養成」などについて、医療の課題を抽出し、その課題解決のために取り組むべき将来の施策等の方向性を示すこととなります。
- 本構想は、県民が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを営むことができる社会の実現に向けて、和歌山県が策定するものです。